

教育委員会

議案第 1 1 3 号 大津市生涯学習センター条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 1 1 3 号 大津市生涯学習センター条例の一部を改正する
条例の制定についてご説明申し上げます。

資料の 2 ページをお願いいたします。

施設使用料の改定につきましては、平成 23 年 3 月に策定されました使用料についての基本的な考え方を整理した、本市の統一的な設定基準である「施設使用料設定基準（以下「設定基準」と言う。）」に基づき、改定を行うものです。

使用料見直しの基本的な考え方として「設定基準」により、資料 2 ページから 3 ページに記載のとおり（１）～（４）の「考慮すべき事項」が定められており、特に、（２）の類似（同一目的）施設の施設間調整については、生涯学習センター、北部地域文化センター及び和邇文化センターの類似（同一目的）施設間での使用料調整となります。

4 ページをお願いします。

先ず、使用料を算定するに当たり、使用料算定の基となります
「貸室 1 m²当たりの時間単価」を求めます。

記載のとおり、3センター合計の「年間コスト」を「貸出総面積」及び「年間開館時間」で除して得た12.85円が3センター統一の「貸室1㎡当たりの時間単価」となります。

また、受益者負担割合につきましては、サービスの性質を日常生活上の必要性（選択的か必需的）、いわゆる「必需性」による区分と民間による提供の可能性（市場的か非市場的）の「市場性」による区分、これらの2つの視点により3センターの受益者負担割合は50%となります。

使用料の基本算定式といたしましては、記載のとおりであり、各貸室の使用料を算定することになります。

5ページをお願いします。

当該ページより、施設の使用料の算定結果となります。

条例中、ホール等の使用料を定めています別表第1の改正となり表は、使用1区分の料金であります。

当センターには、ホールと15の貸室があり、特に、ホールにつきましては、3センターとも収容人数が500人と同一であることから、利用者にとっても受益が同じもの（種類、規模、質）であるため、同じ料金設定としています。

記載の改正後の使用料は、「設定基準」の規定に基づき、利用者の負担増を考慮して激変緩和措置を適用し、当初２年間（令和９年４月１日から同１１年３月３１日まで）は現行使用料の１.２５倍を上限、それ以降の使用料は１.５倍を上限とする２段階で改定を行います。

なお、８ページまで使用区分毎の算定結果となります。

以上、簡単ではございますが、議案第１１３号大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど宜しくお願いいたします。